

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	砂防課	整理番号	2-410
処分の種類	工事原因者への工事施行命令			
根拠法令条例等・条項	地すべり等防止法第14条第1項			
処分の概要	地すべり発生原因者への工事施工命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難)			
基準の制定根拠	-			